

射水市 農業委員会だより

第 16 号

令和3年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒939-0292

射水市小島703番地

射水市役所 大島分庁舎

電話 51-6685

ごあいさつ



射水市農業委員会 会長 堀 正

射水市農業委員会だより第16号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃より農業委員会活動に対し、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月に本市農業委員会は改選を迎え、市長から任命された25名が3年間の任期をスタートさせました。また、改選後の組織総会において、委員各位のご推举により新たに会長に就任しました。身に余る光栄であるとともに、責任の重大さを痛感しているところであります。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が全国に発出され、飲食店の営業時間短縮や外出・移動の自粛が求められるなど、私たちの生活に大きな影響があった一年でした。農業委員会におきましても、予定していた研修が中止になることもありましたが、必要な対策を取りながら研修・研鑽に努めてまいりました。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を期待しつつも、いろいろな制約がある中、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられている担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の「農地等の利用の最適化」を推進していかなければなりません。

私たち農業委員は、地域農業の発展のため、皆様のご期待に応えられるように尽力していく所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



目 次

- 1 P 会長あいさつ
- 2 ~ 3 P 農業委員会活動報告
- 4 P 農作業機付きトラクターの公道走行には注意が必要です
- 5 P 農業委員会からのお知らせ
- 6 P 農業委員会委員及び担当地区
- 7 P 農業者年金で安心で豊かな老後を!
- 8 P 農地参考賃借料について
農作業標準料金・賃金について

農業委員会活動報告

富山県農業委員会研修大会

令和2年11月16日(月)

アイザック小杉文化ホール「ラポール」で開催され、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会職員ら約300人が参加しました。

大会では、北陸農政局農地政策推進課課長補佐の加藤 和男 氏から「農地利用の最適化について」説明があり、事例発表では、朝日町農業委員会から農地の利用集積の状況や集積拡大に向けた取組、遊休農地の発生防止・解消の取組について発表がありました。

また、新型コロナウイルス禍にあっても、農業委員会活動の原点でもある戸別訪問等の取組を強化して、農業・農村の持続的な発展とその基本となる農地利用の最適化に取り組む申し合わせ決議を採択し、運動を展開していくこととなりました。



農業委員が改選

令和2年12月18日(金)

射水市農業委員会は12月17日に任期満了を迎えた。市議会12月定例会での同意を得た25名が農業委員に任命されました。

辞令交付式に引き続き組織総会が開催され、会長は堀 正（水戸田）、会長職務代理者は松山 宗則（池多）が新たに選任されました。

委員の任期は令和5年12月17日までの3年間です。



農業委員新任委員研修会

令和2年12月24日(木)



12月の改選で新たに農業委員に任命された12名を対象として、新任委員研修会を開催しました。

研修会には、一般社団法人富山県農業会議から石黒事務局長をお招きし、「農業委員会の役割について」と題し、農業委員の各種法令に基づく業務や農地等の利用の最適化の推進について、また、現場における具体的な取組などについて講義がありました。

事務局からは「農地法等の構成と申請事務の流れ」について説明があり、今後3年間の農業委員としての活動の内容を確認する有意義な研修となりました。

農業委員研修会

令和3年3月8日(月)

例年開催している農業者との意見交換会に代わり、農業委員研修会を開催しました。

研修会は3月総会に引き続き開催し、北陸農政局富山県拠点地方参事官室の中井総括農政推進官と福富主任農政推進官から「農林水産業をめぐる状況について」と「米をめぐる状況について」の説明を受けました。

委員からは令和3年産における作付け転換への支援内容等について質問があり、今後の見通し等について確認しました。



週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円（消費税込）

- 農業及び農政の現状を中心に、農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。
- 地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などを伝えます。
- 家族全員が楽しめる記事も充実しています。

購読の申込みは農業委員会事務局まで

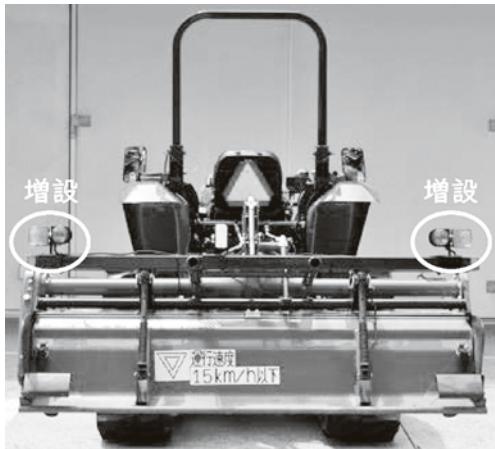
発行所 全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
電話 03-6910-1130

農作業機付きトラクターの公道走行には注意が必要です

1 灯火器類の増設が必要

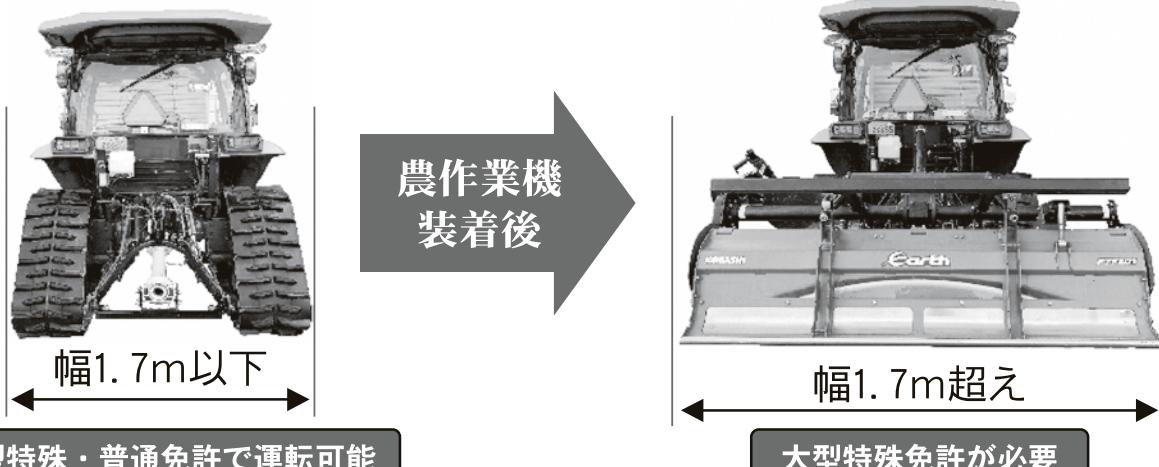
農作業機を装着しトラクターの灯火器類が見えなくなる場合は、農作業機に灯火器類を増設する必要があります。

また、農作業機を付け、幅が1.7m超える場合は、トラクターの左側に後写鏡（サイドミラー）を設置する必要があります。詳しくは、農機販売店へご相談ください。



2 免許の確認

これまで小型特殊・普通免許で運転可能だった農耕トラクターでも、農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.0mを超える場合、大型特殊自動車免許が必要となります。大型特殊自動車免許を持たずに公道を走行すると無免許運転となり運転免許が取り消しとなることもあります。自家用車も運転できなくなりますのでご注意ください。



※幅が2.5mを超える場合は、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要です。

農地の転用手続きや相続等でお困りの方はご相談ください。
毎月第2・4金曜日には無料相談会も実施しております。



行政書士は、頼れる街の法律家。

富山県行政書士会射水支部

090-2833-0682

(受付担当：松本)

大型特殊自動車免許が取得できます！

農耕トラクターに農作業機を装着すると、大型特殊自動車免許が必要になる場合があります。

富山県公安委員会指定

富山県第一自動車学校

〒939-0274 富山県射水市小島715番地
(大島分庁舎南側)

TEL 0766-52-0722 FAX 0766-52-5461

農業委員会からのお知らせ

毎年 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農地法に基づき、遊休農地の状況把握等のため、農地の利用状況調査を実施しています。

耕作放棄地、農地法に基づく許認可などを受けた土地の利用状況の確認や、遊休荒廃農地の早期発見等、現状把握を行っています。

なお、調査結果により、遊休農地と判定した場合は、必要に応じて農地所有者の方へ利用意向調査を送付します。

遊休農地とは？

- ①1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

※ 遊休農地や遊休農地のおそれがある農地がありましたら、担当の農業委員にご相談ください。調査のため、農地に立ち入ることや所有者等にお話を伺うことがあります。ご理解とご協力ををお願いします。

農地の許可申請受付のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

申請書類の受付 毎月20日締切 （土・日・祝日の場合はその前日）

※ 期限厳守でお願いします。

※ 市街化区域内の農地の転用の届出については随時受け付けます。

総会日程 每月6日前後

※ 総会日程は都合により変更になる場合があります。

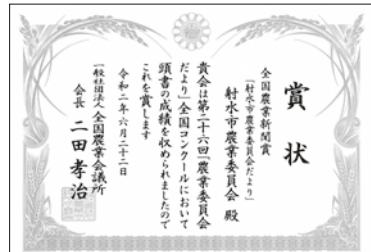
他法令により制限を受けるもの（都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など）については、事前に関係機関と協議をしてください。

無断転用は違法行為です!!

許可を受けずに、農地を農地以外（宅地・雑種地など）にすることは、所有農地であっても農地法違反となります。罰則もありますので、ご注意ください。

農地の適正な管理をお願いします。

射水市農業委員会だより第14号が、第26回「農業委員会だより」全国コンクールで、全国農業新聞賞を受賞しました。



農業委員会委員及び担当地区 — 農地に関する相談は農業委員に!

会長 堀 正 会長職務代理者 松山宗則 任期: 令和5年12月17日まで



金 賢志
新湊・塚原
(国道8号北側)



片口・七美



栗山 信治
本江・海老江・堀岡



作道(作道・野村・布目・
高木・殿村)



作道(津幡江・久々湊・
沖・今井・鏡宮)

有沢 敏博

《新湊地区》



金山
高口 宗範



池多



戸破



末永 久義

《小杉地区》



塚原
(国道8号南側)



新湊・塚原
(国道8号北側)

帶刀真理子



黒河
城石美枝子



黒河



大江



竹内 正治



山崎 善夫



三ヶ

永森 薫



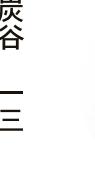
水戸田
堀 正



櫛田(新田・松原・宮新田・
山ノ谷・大久保・竹原・
梅木・荒町)



櫛田(牧田・布目沢・
円池)



炭谷 一三



前田 進



二口

稻垣 潔

《大門地区》



加茂・下村三箇
進藤 久司



白石・倉垣小杉・
摺出寺・八講



小島・中野・若杉・
北野・西園



今開発・本開発・新開発・
赤井・鳥取・南高木・
北高木・小林・八塚



林 康弘



浅井

浅井 满

《下地区》

《大島地区》



農業収入の減収から農家を守ります

NOSAIとやま

富山県農業共済組合

- 本 所
富山市安養寺340番地1
電話: 076-461-5333
- 高岡地域農業共済センター
高岡市北島325-2
電話: 0766-28-0200

Kubota

株式会社 北陸近畿クボタ

大門営業所 52-0242
小杉営業所 55-0087

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

農業者年金で安心で豊かな老後を！

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

国民年金第1号

被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く。

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

農業者年金のメリット

メリット
1

女性に優しい

メリット
2

若年層には
手厚い政策支援
(保険料補助)

メリット
3

税制面で
大きな優遇

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後を
しっかりサポートします！
- 女性農業者の老後の安心は
自分で確保
- 家族経営協定で保険料補助も

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
 - 農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります

加入前

夫のみ加入の場合



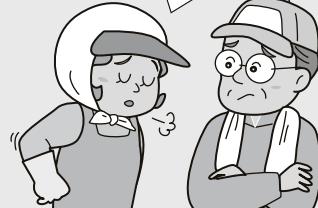
加入後

夫婦で加入の場合



加入前

後継者を
早く独り立ち
させたいなあ…



加入後

早い時期から
加入させて
良かった！



加入前

今年は収入が
良かったけど
税ってこんなに
かかるの？



加入後

保険料を
控除できて
助かるなあ



◎ 農地参考賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地参考賃借料を示すことにしております。

農地参考賃借料(10a当り)

区分	収量	参考賃借料	参考(前回賃借料)
田	1 560kg	11,700円	11,700円
	2 550kg	10,000円	10,000円
	3 540kg	9,000円	9,000円
	4 530kg	8,100円	8,100円
	5 520kg	6,300円	6,300円
	6 510kg	4,400円	4,400円

- ※ 農地参考賃借料については、水稻のみの算定を行いました。
- ※ この参考賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壤の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

- ※ 農地参考賃借料の適用期間は、令和3年産分から令和5年産分までの3年間を適用期間とします。
- ※ これまで適用地域を区分していた新湊地区・小杉地区の農地参考賃借料を示すと次のとおりとなります。

地 区		参考 賃 借 料	備 考
新湊地区	塚原・作道・片口・七美(市街化調整区域)・本江地区	9,000円	上記区分3
	新湊・海老江・七美(市街化区域)地区	6,300円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	8,100円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	4,400円	上記区分6



◎ 農作業標準料金・賃金について

平成31年(令和元年)分～令和3年分の農作業標準料金・賃金

区分	金額	備考
賃金	一般作業 8,800円/1日	
	オペレータ作業 1,545円/1時間	
水稻	トラクター 14,900円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機 8,200円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
麦	コンバイン 22,000円/10a	刈取り、脱穀(粒運搬費含まず)
	トラクター 14,300円/10a	耕起、整地溝切り、播種
大豆	コンバイン 18,700円/10a	刈取り、脱穀
	トラクター 17,500円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン 23,000円/10a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金に消費税は含まれていません。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合の上で設定できます。
- ※ 標準料金の適用期間は、平成31年(令和元年)分から令和3年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

いみず野農業協同組合

【農業機械課】

新湊農機センター 82-8530
いみず野農機センター 52-0455
小杉農機センター 55-1765

【車両課】

J Aカーズ ! 55-2527
(JAいみず野小杉支店 東隣)

旅はJAいみず野旅行センターにおまかせ下さい！！

温泉旅館やビジネスホテルの手配など旅のこんなこと、あんなことお手伝いいたします

(お問合せは)

各支店またはJAいみず野旅行センターまで
(所在地)射水市北野1555-1 TEL 0766-52-0218
いみず野農業協同組合本店 第2事務所1階内